

監査委員告示第1号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

平成26年1月29日

木津川市監査委員 藤原 義明

木津川市監査委員 西岡 政治

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

記

- 1 監査執行年月日 平成25年12月27日（金）
- 2 監査対象部局及び監査の対象
 - 教育部
 - 社会教育課
 - ・所管施設改修計画について
 - 学校教育課
 - ・就学援助事業について
 - ・学校におけるトイレの洋式化及び空調設備（冷房）導入に向けた現状と検討について
 - ・給食費の未収金の状況と対策及び現状における監査の状況について
 - ・木津川台における幼稚園問題について
 - ・木津中学校改築について
 - 建設部
 - 農政課（農業委員会）
 - ・農業委員会の運営と活動状況について
- 3 監査の方法
監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。
- 4 監査結果
歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執

行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において概ね適正に処理されていた。

【学校教育課】

給食費会計について、公平性の観点から食材費と給食費の会計システムのあり方について見直しの検討をされたい。さらに給食費の未収金対策を強化し、悪質滞納者に対し早期回収に取り組みられたい。

また、透明性の観点から給食費会計の監査システムについて見直しの検討をされたい。

木津川台の幼稚園開園問題について、市として早期に開園出来るよう努力されたい。

【農政課】

木津川市農業委員会の活動については、非常に努力された活動が成されている。木津川市農業委員の報酬額については、全国平均を下回り京都府内近隣市と比しても低い状況である。活動実績に見合う報酬額となるよう検討されたい。